

三島市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、指定緊急避難場所に滞在することが困難な要配慮避難者等の避難場所を確保するため、避難情報が発令された際に、市内の宿泊施設に宿泊した要配慮避難者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難情報 内閣府（防災担当）が策定した避難情報に関するガイドラインに規定する警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）及び警戒レベル5（緊急安全確保）をいう。
- (2) 要配慮避難者等 次のいずれかに該当する者で、避難情報が発令された際に当該地域に居住していたものをいう。
 - ア 要介護3から要介護5までのいずれかの要介護認定を受けている者
 - イ 75歳以上の者
 - ウ 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
 - エ 療育手帳Aを所持する者
 - オ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
 - カ 静岡県特定医療費（指定難病）受給者証、静岡県特定疾患医療受給者証又は静岡県先天性血液凝固因子障害等医療受給者証を所持する者
 - キ 妊産婦
 - ク 1歳未満の者
 - ケ アからクまでのいずれかに該当する者（以下「要配慮避難者」という。）に介助者として付き添う者（要配慮避難者1人につき1人までとする。）
 - コ その他市長が特に必要と認める者

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、要配慮避難者等が別表に掲げる市内の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊するために要した経費（食事に要した経費を含み、宿泊施設との移動に要した経費を除く。）とし、1回の避難につき2泊3日分の経費を限度とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1泊2日につき3,500円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、宿泊期間の最後の日から起算して30日を経過した日又は宿泊期間の最後の日の属する年度の末日のうちいずれか早い日（以下「申請

期限」という)までに、三島市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請期限までに申請できないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合には、この限りでない。

- (1) 宿泊施設が発行した領収書の写し
- (2) 要配慮避難者であることを証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月1日制定)

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

宿泊施設

名 称	所在地
ホテル昭明館	一番町11番4号
ホテルセレクトイン三島	中央町4番6号
ホテルマッシモ三島	一番町12番21号
ホテル・アルファワン三島	一番町12番6号
ホテル東横INN富士山三島駅	文教町1丁目5番7号
天然温泉富嶽の湯ドリーミン三島	大宮町3丁目18番33号
ホテルニューかのや	広小路町1番13号
旅館山月	広小路町2番13号
H o t e l G e e H a i v e	寿町9番35号
富士山三島東急ホテル	一番町17番1号

別記様式（第4条関係）

三島市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書

年 月 日

三島市長 あて

住所又は居所

申請者氏名

電話番号

三島市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 宿泊者 別紙のとおり

3 添付書類

- (1) 宿泊施設が発行した領収書の写し
- (2) 要配慮避難者であることを証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人（カタカナ）			